

北海道低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯)の申請について

北海道では新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、ひとり親世帯等の負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、次のとおり給付金を支給します。

【基本給付】

(1) 支給対象者

① 公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

※公的年金等を受給しているひとり親等で児童扶養手当を受給していない方も対象になる可能性がありますので、お問い合わせください。

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

(2) 給付額

児童1人あたり一律5万円

【申請方法】

申請書に必要書類を添えて、郵送または窓口へ提出してください。

※申請書は窓口で配布するほか、HPからダウンロードできます。郵送することもできますので、ご連絡ください。

※必要書類は本人確認書類、通帳の写し、給与等の収入額がわかる書類、公的年金等の収入額がわかる書類等が必要になります。

【申請期限】
令和4年2月28日(月)

【支給日】
5月18日(令和4年3月18日の間に支給されます)。

※北海道の事業になりますので、支給まで時間がかかる可能性があります。

【提出先】

・ 住民生活課児童係
・ 熊石総合支所住民サービス課
・ 落部支所

※郵送される場合は、左記まで送付してください。

【問い合わせ先】

住民生活課児童係
☎ 01377-6212112

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)の支給予定について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、ひとり親世帯以外の負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、次のとおり給付金の支給を予定しています。

申請方法等について、次の支給対象者のうち、①に該当しかつ非課税者の方については個別通知でお知らせいたしますが、それ以外の方については、7月号広報または、町HPにてお知らせいたします。

【基本給付】
① 支給対象者
※次の①～③のいずれかを満たしかつ、令和3年度住民税均等割が非課税である者、または家計急変者(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者)が対象となります。

支給を受けている者

② 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当、特別児童扶養手当の受給資格の認定または、児童手当、特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者

③ ①、②のいずれかに該当する者以外の者のうち、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者
※令和3年4月から令和4年2月末までに生まれる新生児も対象となります。

(2) 給付額

児童1人あたり一律5万円

【問い合わせ先】

住民生活課児童係
☎ 01377-6212112



庁用封筒への 広告募集

町で使用している封筒への
広告を募集します。

封筒の種類	長形3号(定型)	角2号(定型外)
広告サイズ	縦5cm×横10cm	縦8cm×横20cm
広告掲載	裏面3枠	裏面3枠
広告料金	1枠 15,710円(町内業者) 31,420円(町外業者)	1枠 53,420円(町内業者) 106,850円(町外業者)
印刷枚数	2万枚	1万枚

- ① 広告の掲載は、1広告につき1枠となります。
② 広告掲載については、業種や職種内容に一部制約があります。
③ 申込締切 7月5日(月)必着 ※申込書は窓口で配布または町HPにも掲載しています

【申込・問い合わせ先】

会計課会計係
☎ 01377-6212113